

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社春本工業（法人番号：1310001005908）
業者の住所：長崎県佐世保市白仁田町41-2
2. 指名停止措置期間：令和7年7月4日から令和7年10月3日（3か月）
3. 指名停止措置の範囲：熊本県、宮崎県及び鹿児島県
4. 事実概要：
本件は、株式会社春本工業の元代表取締役が、長崎県佐々町が令和6年6月に発注した町立図書館の照明のLED化工事の指名競争入札をめぐり、令和7年3月29日に公契約関係競売入札妨害の容疑で長崎県警に逮捕され、令和7年4月18日に同罪で長崎地方検察庁から起訴されたもの。
5. 指名停止措置理由：
公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕及び起訴されたことは、防衛省の「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当する。
従って、本件については、指名停止3か月を適用する。

指名停止措置要領付表第1

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内